

など定あはれけり、

〔花園院御記〕元亨二年四月廿六日癸亥、今日郭公滿耳、朕於隱所聞之、世俗近古以來忌之、可祈禱之、由女房等諷諫、未聞本説、不見由緒、太以不足信用、凡近來凡俗多如此諱忌、是併愚迷之甚也、信恠誕之説、非聖人之旨、朕所不取也、仍不許容、如天變地妖者、本文所指有所象、而猶聖人不爲本説、至如此末事、太以不足言、縱雖實妖、不勝德、不足畏之、

〔大和本草十五〕雜禽杜鵑略○中 荆楚歲時記云、杜鵑初鳴、先聞者主別離、登廁聞之不祥、今按カヤウノ

俗説ヲ日本ニ傳聞、杜鵑ノ聲ヲ廁ニテキクヲ忌ハ、拘忌ノ説ニ迷ヘル也、子規ノ聲本邦ノ人ハ好聞、中華ノ人ハ惡聞、唐詩ト和歌ニ見エタリ、是和漢ノ好惡異レリ、或曰、中夏ノ杜鵑ノ聲悲シ、

〔醒睡笑〕二貴人之行跡

河内の國に交野といふ所あり、かた野の御狩とかけるこれなり、彼領主に大塚彦兵衛とかやいふて、あたりまで崇敬の人ありき、宗祇と入魂他にことなり、卯月のはじめつかた、祇公たちより給ひ休息のほどありし、いろく風流の物語に時うつりて、なにと祇公はいまだ郭公のはつ音をば聞給はぬや、いな夢にだもとおとづれずとあり、大塚さらばわれ發句を仕なかせんとて、

なげやなげわが領内の郭公とあれば、祇公の脇に、

孫子をつれてなげ時鳥、第三をする人なし、逆の事にさた候へとあれば、又祇公、

とにかくに御意にしたがへ郭公、時にあたり人の心をやぶらんは、興さめて見えぬべし、祇公のあいさついたされるかな、

〔九州道の記玄旨法印〕十四日○天正十五年七月こよひの玉祭の手向などかまへをかれけるに、又時鳥の

二こゑ三聲なけるを、爰には○安藝いづもかやうに有かと尋ねしに、めづらしき事なりと云、一首をよみてつかはしける、